



福祉

障がいのある方のために

障がいのある方へのサービス

障がい福祉課 TEL.32-6356

自立支援給付

障害者総合支援法の対象となる障がいのある方が必要とするときは、その障がいの程度などに応じて、介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」などのサービスが受けられます。

利用できる主なサービス

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動および外出時において必要な代筆、代読、移動の介護を行います。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいの方が外出するときに生じる危険を回避するために必要な援護や、移動時の介護などを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、生産活動や創作活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所している方に、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望している方に、一定期間、就労に必要な知識および能力向上のための訓練などを行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などでの就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識および能力向上のための訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域生活を営むうえで支援を必要とする方に、共同生活の場において、家事などの日常生活上の支援や相談支援を行います。
	自立生活援助	施設やグループホームを退所し、単身で居住している方が、自立した生活を送ることができるよう、訪問、相談対応などにより、必要な支援を行います。
自立支援医療	補装具	義肢、装具、車いす、補聴器など障がいを補う補装具を交付・修理します。
	育成医療	18歳未満で身体に障がいがある児童が、その障がいを軽減して生活能力を得るために必要な医療給付を受けられます。
	更生医療	身体障がい者が、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上を図るために必要な医療給付を受けられます。
	精神通院医療	精神障がい者が、通院による精神医療を継続的に受けるために必要な医療給付を受けられます。

※原則1割負担(世帯の課税状況に応じ上限あり)。

地域生活支援事業

障がいのある方の能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう以下の事業を行います。

相談支援	障がいのある方や支援者などからの相談に応じ、情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。	利用者負担なし
コミュニケーション支援	聴覚、言語機能、音声機能などの障がい者が、円滑に意思の疎通を図れるよう、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。	利用者負担なし
地域活動支援センター	障がいのある方が通い、創作生産活動、社会交流などの活動を行います。	一部を除き負担なし
日常生活用具	障がいのある方に、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付、貸与を行います。	
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。	原則1割負担(世帯の課税状況に応じ上限あり)
日中一時支援	日中、施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	
移動入浴サービス	重度の身体障がい者で、家族などによる介護だけでは入浴が困難な方に、訪問入浴を行います。	

障害児通所支援(児童福祉法)

療育を行う必要があると認められたお子さんに対して、必要な療育・支援を行います。

児童発達支援	療育指導を実施する施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	原則18歳未満の児童に対して、授業の終了後または学校の休業日に、療育指導を実施する施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

〈広告〉

社会福祉法人 緑星の里

苫小牧市字植田121番地7 ☎(代)0144-58-2321

障害者支援事業

- 障害者支援施設 光陽荘・青雲・やまぶき 永光・ライフウィング
- 共同生活援助事業所 グリーンホーム ハーフタイム
- 障害福祉サービス事業所 ワークランドのぞみ

保育所等訪問支援	主として保育園・幼稚園への通園児に対して、療育指導を実施する施設の指導員が、保育園などを訪問して集団療育などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

※原則1割負担(世帯の課税状況に応じ上限あり)。

その他のサービス

福祉ハイヤー料金の助成	重度の心身障がい者や寝たきりの65歳以上の方が福祉ハイヤーを利用した場合、料金の一部を助成するチケットを交付します。	
タクシー料金の助成	在宅の重度の心身障がい者が、市内のタクシーを利用した場合、料金の一部を助成するチケットを交付します。	それぞれ対象になる障がいがある方が定められ併給はできません。
市内路線バスの無料乗車証	心身障がい者の方に、市内路線バスの無料乗車証を交付します。	
重度心身障害者通院交通費助成	障がいの治療のために同一医療機関へ定期的かつ長期的に通院しなければならない方を対象に、通院交通費の一部を助成します。	
紙おむつの給付	3歳以上65歳未満の重度心身障がい者および難病患者で常に紙おむつを必要とする在宅の方に給付します。	
軽・中等度難聴児補聴器購入等の助成	身体障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴児に補聴器購入などの費用を助成します。	原則1割負担(世帯の課税状況に応じ上限あり)
その他	緊急通報システムの設置、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成	

相談

障がい福祉課 TEL.32-6358 TEL.32-6412 FAX.36-3121

障がいのある方の地域生活支援のため、相談員が情報の提供や助言などを行います。

障害者手帳の交付

障がい福祉課 TEL.32-6356

身体障害者手帳

身体に視覚、聴覚、肢体不自由などの障がいのある方に、その程度により1〜6級までの手帳が交付されます。

療育手帳

知的障がいのある方に、その程度により最重度・重度「A」、中度・軽度「B」の手帳が交付されます。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方に、その程度により1〜3級までの手帳が交付されます。有効期間は2年間です(有効期間の切れる3カ月前から更新手続きができます)。

手当・各種助成制度

障がい福祉課 TEL.32-6356

特別障害者手当

20歳以上で精神や身体に、この手当制度に定める程度の障がいがあり、日常生活に常時特別な介護を要する在宅の方に支給されます。

●支給額 月額28,840円

心身障害者扶養共済

心身障がい者(児)を扶養している方が、一定の掛け金を納付すると保護者が万一死亡したときなどに、残された障がい者(児)に一定の年金が終身支給されます。

その他の制度

在日外国人の福祉手当

●障害基礎年金→P58へ

●障害児福祉手当→P68へ



福祉

〈広告〉

安心・丁寧なサポートでいきいきとした日々のお手伝い。

訪問介護 桃たろう

株式会社 創合通商

苫小牧市双葉町2丁目3番18号
TEL 0144-84-8815
FAX 0144-84-8816

共同住宅 あいり

住宅型有料老人ホーム

苫小牧市日新町1丁目10番24号
TEL 0144-61-1799
FAX 0144-61-1178

共生型ケアホーム ひまわり

住宅型有料老人ホーム

苫小牧市東開町1丁目13-35
TEL 0144-82-9301
FAX 0144-82-9302

株式会社 創合通商

苫小牧市双葉町2丁目3番18号 1F
TEL 0144-84-8815 FAX 0144-84-8816

▶ 税金、公共料金などの減免、割引

苫小牧税務署 TEL.32-3165 市民税課 TEL.32-6253
苫小牧道税事務所 TEL.32-5178 障がい福祉課 TEL.32-6356

- ・所得税、相続税障害者控除 苫小牧税務署 TEL.32-3165
- ・市・道民税障害者控除 市民税課 TEL.32-6253
- ・軽自動車税(種別割) 市民税課 TEL.32-6244
- ・自動車税(種別割)、自動車税・軽自動車税(環境性能割)、個人事業税

苫小牧道税事務所 TEL.32-5178
・有料道路通行料の割引、NHK放送受信料の減免
障がい福祉課 TEL.32-6356

▶ 医療

- ・重度心身障害者の医療費助成→P62へ
- ・育成医療→P72へ
- ・更生医療→P72へ
- ・精神通院医療→P72へ
- ・その他
特定疾患、難病等医療給付、小児の医療給付、特定不妊治療費助成事業 苫小牧保健所 TEL.34-4168

高齢者のために

▶ 高齢者福祉センター

本幸町1丁目2番21号 TEL.34-5897

市民で60歳以上の方が利用でき、娯楽室、和(茶)室、多目的ホール、図書コーナーなどを備え、囲碁、将棋、麻雀、卓球なども楽しめる憩いの場です。カラオケ、社交ダンス、書道、パソコン、菓子・パン作りなどの教室・講座やサークル活動も行われています。

- 開館時間 9時～17時
- 休館日 年末年始

▶ 公益社団法人苫小牧市シルバー人材センター

労働福祉センター内 TEL.35-1700

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方が、豊かな知識・経験・技能を生かして働く会員組織です。臨時的・短期的なものや継続が望ましい軽易(短時間)な仕事を引き受け、会員に提供します。なお、会員になるにはセンターへの登録と会費の納入が必要です。

- 休業日 土・日曜日、祝日、年末年始

▶ 年金、各種助成制度

- ・老齢基礎年金→P58へ
- ・福祉ハイヤー制度→P73へ

・未熟児養育医療

出産時の体重が、2,000グラム以下、もしくはその他の症状から医師により入院療養が必要と判断された場合、医療費を助成します。なお、世帯の課税状況により自己負担額が決定されます。

子ども支援課 TEL.32-6416

▶ 福祉ふれあいセンター

双葉町3丁目7番3号

- ・相談、各種講座、障がい者(児)とその家族の会合、レクリエーションなどを行っています。
- ・心身障がい者に体育の普及と健康増進のため体育館を併設し、スポーツ活動の場所を提供しています。

福祉ふれあいセンター TEL.82-8801

- ・発達に遅れや心配のある子どもの相談や療育支援を行っています。(一部利用者負担あり)

発達支援課 TEL.34-5821

- ・障がい者の創作活動や機能訓練などの地域活動支援センター事業を行っています。(一部利用者負担あり)

地域活動支援センターあさひ TEL.34-5824

- 開館時間 9時～21時
- 休館日 祝日、年末年始

▶ スポーツ大会や演芸大会を開催

老人クラブ連合会(市民活動センター内) TEL.32-7111

高齢者の健康増進と友愛を目的にいろいろな行事を開催しています。

- ・老人オリンピック
- ・パークゴルフ大会
- ・老人演芸大会
- ・作品展示会 など

〈広告〉

特別養護老人ホーム 陽だまりの樹
入居相談 (0144)33-2818

ケアハウス 陽だまりの樹
入居相談 (0144)38-2811

サービス付き高齢者向け住宅 陽だまりの樹 ななかまど
入居相談 (0144)38-2815

社会福祉法人 陽樹会

〒053-0005 苫小牧市元中野町2丁目3番3号
http://www.hidamarinoki.or.jp/

▶ 敬老事業

総合福祉課 TEL.32-6345

町内会などで行われる高齢者支援事業に助成金を交付するほか、年齢の節目にお祝い金・お祝い品を贈ります。

◆高齢者の主な在宅サービス

サービス名	サービスの内容	料金など	問い合わせ先
在宅寝たきり高齢者等寝具クリーニング	寝たきりの高齢者が使用している寝具(掛布団、敷布団、丹前、毛布)をクリーニングします。	一部自己負担あり	介護福祉課 TEL.32-6342
在宅寝たきり高齢者等紙おむつの給付	寝たきりや認知症のある高齢者で、常に紙おむつが必要の方に支給します。	一部自己負担あり	
高齢者等緊急通報システム	一人暮らしの高齢者などが、急病や事故の際に迅速な援護が受けられるよう緊急通報機器を貸与します。	無料	総合福祉課 TEL.32-6345
ふれあいコール	一人暮らしの高齢者に相談員が週1回電話をかけ、励ましの声かけと安否確認をします。	無料	
高齢者優待乗車証交付	70歳以上的高齢者に、市内路線バス乗車料金が1乗車につき100円になる乗車証を申請により交付します。	無料	
在宅寝たきり高齢者等訪問理美容サービス助成事業	寝たきりや認知症のある高齢者などに対し、訪問理美容サービスの訪問料金・カット料金の一部を助成します(1回につき2,000円、上限年4回)	無料	
その他のサービス	★日常生活用具の給付 ★老人クラブへの助成 ★在日外国人高齢者福祉手当の支給 ★愛の一声運動 ★車いすの貸し出し ★給食サービス(社会福祉協議会 TEL.32-7111) ★健康相談(高齢者福祉センター TEL.34-5897) ★老人世帯向けの住宅(住宅課 TEL.32-6316)		住宅課 TEL.32-6316



施設サービス

●養護老人ホーム 苦小牧静和荘 TEL.74-3338

●対象
自身で身の回りのことをおおよそできる、家庭環境や経済的な事情で、自宅での生活が困難な65歳以上の方

●入所の相談・申し込み 総合福祉課 TEL.32-6345

●経過的経費老人ホーム アドネス園 TEL.72-9222
樽前慈光園 TEL.67-4467●対象
健康で他人の手助けがなくても自立して日常生活が送れるが、家庭環境や住宅事情などの理由で、自宅での生活が困難な60歳以上の方●入所の相談・申し込み
各施設に直接ご相談ください

●ケアハウス

ナイスディヤなぎ TEL.51-6111

ケアハウス青葉 TEL.76-2000

ケアハウス陽だまりの樹 TEL.38-2811

ケアハウスはあ〜と TEL.67-8101

ケアハウス恵みの里 TEL.71-1601

ケアハウスリバーサイド TEL.74-5599

●対象
身体機能の低下があり自宅での生活が困難な60歳以上の方●入所の相談・申し込み
各施設に直接ご相談ください

生活にお困りの方に

生活保護制度

生活支援室総務課 TEL.32-6380

生活に困っている世帯を一時的に援助するために生活保護制度があります。本人の稼働能力、資産、扶養義務者の援助などを十分に活用しても生活ができない場合に、国で決めた基準と比較して不足分が援助されます。援助の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の費用です。詳しくは生活支援室にご相談ください。

入院助産制度

子ども支援課 TEL.32-6416

保健上入院が必要な場合で、経済的に病院でお産ができない妊産婦のための助産制度です。対象は生活保護世帯、当該年度分の市民税が非課税の世帯、または当該年度分の市民税所得割の額が世帯合計で9,000円以下で、加入している健康保険から支出される出産給付金が48万8,000円未満の世帯です。

生活福祉資金の貸付制度

社会福祉協議会(若草町3丁目3番8号) TEL.32-7111

他の貸付制度が利用できない低所得世帯などに、経済的な自立のための一時的に必要な福祉資金や教育支援資金をお貸しします。詳しくはご相談ください。

ふくし総合相談窓口

総合福祉課 TEL.32-6189

親の介護や障がいのある子どもの将来について、自分自身や家族の病気、失業や借金による家計のやりくり、近所にごみ屋敷など気になる家がある…そのほかひきこもりや成年後見制度のことなど、どこに相談していいかわからない困りごとや悩みなどを、幅広くお受けしています。

●生活困窮者自立支援制度

対象は、生活保護受給者の方以外です。

●自立相談支援事業

専門の相談支援員が、相談者に寄り添いながら関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。

●住居確保給付金

離職や廃業などにより住居を喪失、またその恐れのある方に、期限付きで家賃相当額を支給し、その間の求職活動を支援します。

●その他の支援事業

- ・家計改善支援事業
 - ・就労準備支援事業
 - ・一時生活支援事業
 - ・子どもの学習支援事業(中学生対象)
- (この事業のみ生活保護世帯可)

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員に相談を

総合福祉課 TEL.32-6345

市民の皆さんが安心して暮らせるように、地域の子どもの在宅福祉の問題、悩み事の相談や支援をするため、各地域に配置されています。ご家庭やご近所の方がお困りになっている場合は、民生委員・児童委員にご相談ください。

介護保険について

高齢者が寝たきりや認知症などで常に介護や支援を必要とする状態になったとき、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した総合的なサービスが受けられることを目的とした制度です。

◆介護保険の被保険者 保険年金課 TEL.32-6418

本市に住所を有する40歳以上の方が被保険者になります。

●第1号被保険者

65歳以上の方(異動に伴う手続きは下表のとおり)

●第2号被保険者

40歳以上65歳未満の医療保険加入者

※介護認定を受けていない場合、手続きはありません。

こんなとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきた	☑ 受給資格証明書 (介護認定を受けている方)
他の市町村に転出する	☑ 被保険者証 ☑ 銀行の口座番号
介護保険の加入者が死亡した	☑ 被保険者証 ☑ 銀行の口座番号(相続人)

◆受けられるサービスの種類 介護福祉課 TEL.32-6340

下表を一例としたさまざまなサービスを受けられます。ただし、認定された介護度によっては受けられないサービスもあります。詳しくは介護福祉課までお問い合わせください。

訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつなどの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービスです。要介護1〜5の方は通院などを目的とした乗降介助も利用できます。
通所介護(デイサービス)	通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活行為向上の支援を日帰りでを行います。



短期入所生活・療養介護(ショートステイ)	福祉施設や医療施設に短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練を受けられます。
福祉用具貸与・特定福祉用具購入費の支給	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。また入浴や排せつに使用する特定福祉用具を購入した際に費用の一部を支給します。
住宅改修費の支給	手すりや段差の解消など、住宅の改修費を支給します。
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が共同生活しながら日常生活上の支援や介護を受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の特別養護老人ホームで日常生活上の支援、機能訓練、健康管理および療養上の支援を行います。
介護老人福祉施設	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方の日常生活上の支援や介護を行います。
介護老人保健施設	施設に入所し在宅復帰できるようケアを受けられます。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に受けられます。

サービスを受けられる方

介護福祉課 TEL.32-6342

介護保険のサービスを受けられる方は、次に該当する方に限られます。

- 65歳以上の被保険者が、寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態になったり、家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態になったとき。
- 40歳から64歳までの医療保険に加入している被保険者が「初老期における認知症」や「脳血管疾患」など特定疾病によって介護を必要とする状態になったとき。

(広告)

社会福祉法人
緑星の里

苫小牧市字植苗121番地7 ☎(代)0144-58-2321

高齢者介護事業

特別養護老人ホーム	陽明園
介護老人保健施設 デイケアセンター	東胆振ケアセンター
高齢者グループホーム	ハーモニー
ケアハウス デイサービスセンター	ナイスディヤなぎ やなぎ

〈特定疾病〉

- ・閉塞性動脈硬化症 ・脳血管疾患
- ・筋萎縮性側索硬化症 ・慢性閉塞性肺疾患
- ・がん(医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- ・後縦靭帯骨化症 ・脊髄小脳変性症 ・早老症
- ・多系統萎縮症 ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・脊柱管狭窄症 ・初老期における認知症
- ・関節リウマチ ・パーキンソン病関連疾患
- ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

▶ 要介護認定の申請

介護福祉課 TEL.32-6344

介護保険のサービスを受けるためには、市に要介護認定の申請をします。この申請は本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設に依頼することもできます。要介護状態や要支援状態の判定は、認定調査員による心身の状況の調査、主治医の意見書などを基本にして、介護認定審査会で審査・判定します。

▶ 介護サービス計画の作成

介護福祉課 TEL.32-6344

要介護認定を受け、要介護1～5に認定された方は、居宅介護支援事業者に、要支援1～2に認定された方は地域包括支援センターに連絡します。また、要支援1～2の方は居宅介護支援事業所に依頼できる場合もあります。そこでどのようなサービスが必要か相談し、契約して介護サービス計画を作成してもらいます。施設に入所する場合(要介護1～5の方は)、希望する施設に申し込み、入所した施設で介護サービス計画を作成することになります。

〈広告〉

こんなお悩みありませんか？

施設入居サービスを利用したい

介護保険の使い方がわからない

介護のこと誰かに相談したい

介護に関するさまざまな不安や悩み、どんなことでもお気軽にご相談ください

専属のケアマネジャーがしっかり応えます！

☑ケアプランの作成

☑施設利用・入居の調整

☑介護保険外のご相談など

まずはお気軽にお電話ください！

相談無料

社会福祉法人緑陽会
居宅介護支援事業所 **緑陽**

☎(0144) 74-3344 緑陽会

▶ サービスの自己負担

介護福祉課 TEL.32-6342

サービスの利用者である被保険者が原則1～3割を負担します。施設入所者の場合やショートステイには、さらに食費や居住費(滞在費)の負担もあります。

▶ 介護保険料

保険年金課 TEL.32-6418

● 第1号被保険者

介護保険料は、市町村民税の課税内容や収入、世帯状況に基づき、毎年決定されます。公的年金が年額18万円以上の方は年金から天引きされ、それ以外の方は納付書や口座振替で納めます。保険料の基準額は3年ごとに見直され、各市町村で異なります。

● 第2号被保険者

加入している医療保険の基準に従い算出された介護保険料が、医療保険の保険料と一緒に徴収されます。

▶ 地域包括支援センター(とまほっと)

高齢者に対する介護予防をはじめ、保健・医療・福祉など生活に関わるさまざまな相談に応じ、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが高齢者への総合的な支援を行います。

介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、高齢者虐待早期発見・防止、地域のケアマネジャーの支援などの業務を行っています。

◆ 担当地区別地域包括支援センター 一覧

支援センター名	担当地区
西地域包括支援センター (青雲町2丁目12番17号) TEL.61-7600	澄川・青雲・ときわ・のぞみ・美原・宮前・明德・もえぎ・北星・錦西町・字樽前・錦岡
しらかば地域包括支援センター (しらかば町5丁目5番6号) TEL.71-5225	柏木・川沿・桜坂・しらかば・日新・はまなす・宮の森町・字糸井(287～446)
山手地域包括支援センター (山手町1丁目1番2号) TEL.71-5565	有珠の沢・啓北・桜木・豊川・花園・北光・松風・見山・山手町・字高丘(55、56、60)
南地域包括支援センター (新富町1丁目3番7号) TEL.71-5005	青葉・有明・永福・光洋・小糸井・新富・白金・大成・元・浜・日吉・矢代・弥生町・字糸井(287～446除く)
中央地域包括支援センター (若草町3丁目4番8号) TEL.36-3712	旭・一本松・入船・王子・大・表・春日・木場・寿・幸・栄・汐見・清水・新中野・木広・高砂・錦・晴海・船見・本・本幸・緑・港・元中野・若草町

支援センター名	担当地区
明野地域包括支援センター (明野新町5丁目2番4号) TEL.53-4165	明野新・泉・音羽・三光・新明・住吉・日の出・双葉・美園・柳町・字高丘(55、56、60を除く)・丸山
東地域包括支援センター (沼ノ端中央4丁目14番24号) TEL.52-1155	明野元・あけぼの・新開・拓勇西・拓勇東・東開・北栄町・沼ノ端中央・ウトナイ北・ウトナイ南・字植苗・柏原・沼ノ端・美沢・勇弘

● 開設日 月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)

● 開設時間 8時45分～17時15分

▶ 介護予防事業

いつまでも自立した生活や、心身ともに健康で生きがいのある生活を実現するための支援を行っています。

取り組み	対象の方	内容・方法	問い合わせ先
介護予防把握事業	家庭訪問が必要な65歳以上の方	担当地域包括支援センターの職員が、ご自宅へ伺い、介護予防などのアドバイスをします。	介護福祉課 TEL.32-6347
講演会 出前講座など	65歳以上の方	介護予防を中心とした気軽に参加できる講演などを開催しています。	
シルバーリハビリ体操指導士養成講座	20歳以上の方	シルバーリハビリ体操を学び、指導士になる講座です。	
げんき倶楽部	65歳以上の方	体操やレクリエーション、健康講座などを行っています。	担当地域包括支援センター
地域介護予防教室	65歳以上の方	運動や健康講話などを行っています。	苫小牧社会福祉協議会 TEL.32-7111
介護支援いきいきポイント事業	40歳以上の方でボランティア活動に支障のない方	介護支援ボランティア活動を通じて、地域貢献や社会参加をすることで、より元気にいきいきと過ごせることを目的としています。活動実績に応じてポイントが貯まり、限度額内で換金できます。事前に研修の受講と登録が必要となります。	

◆ 担当地区別地域包括支援センター 一覧

支援センター名	担当地区
西地域包括支援センター (青雲町2丁目12番17号) TEL.61-7600	澄川・青雲・ときわ・のぞみ・美原・宮前・明德・もえぎ・北星・錦西町・字樽前・錦岡
しらかば地域包括支援センター (しらかば町5丁目5番6号) TEL.71-5225	柏木・川沿・桜坂・しらかば・日新・はまなす・宮の森町・字糸井(287～446)
山手地域包括支援センター (山手町1丁目1番2号) TEL.71-5565	有珠の沢・啓北・桜木・豊川・花園・北光・松風・見山・山手町・字高丘(55、56、60)
南地域包括支援センター (新富町1丁目3番7号) TEL.71-5005	青葉・有明・永福・光洋・小糸井・新富・白金・大成・元・浜・日吉・矢代・弥生町・字糸井(287～446除く)
中央地域包括支援センター (若草町3丁目4番8号) TEL.36-3712	旭・一本松・入船・王子・大・表・春日・木場・寿・幸・栄・汐見・清水・新中野・木広・高砂・錦・晴海・船見・本・本幸・緑・港・元中野・若草町

▶ とまこまい医療介護連携センター

旭町2丁目4番20号(医師会館内) TEL.37-0177

高齢者の方がいつでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の医療と介護のスムーズな連携を実現するためのさまざまな支援を行います。

訪問診療してくれる医療機関を教えてください、通院が大変でこれから在宅で療養するにはどうしたら良いのかわからないなど、在宅医療や療養生活での不安やお悩みがある方はお気軽にご相談ください。

